

## 3. 道路

## [2]立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道)

## 整備の基本的考え方

交通量の多い車道を歩行者が安全に横断するための立体横断施設を設置する場合は、高齢者や障害者等の負担の少ない施設整備を進める。

## 整備基準

立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。

- イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ロ 階段には、回り段を設けないこと。
- ハ 階段及び傾斜路並びにそれらの踊場には、両側に手すりを設けること。
- ニ 周辺的生活関連施設の設置状況に応じて、誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを適切に敷設すること。

## さらに望ましい基準

## ○解説

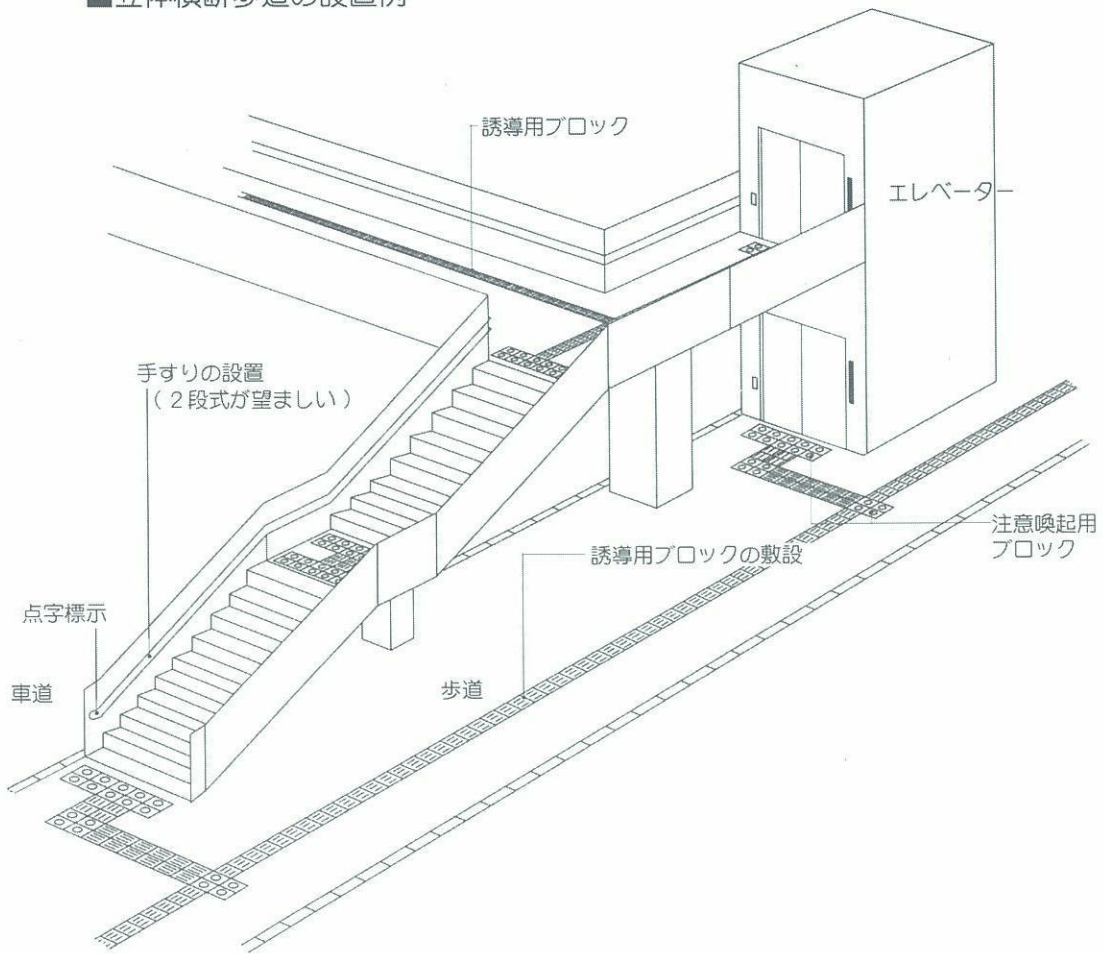
- ※回り段:回り段は踏面の幅が内側と外側で異なるため、視覚障害者が段を踏み外す恐れがある。また、歩行困難者にとっても、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険を伴うなう。
- ※誘導用ブロック:周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。([1]歩道等の参考解説図 73 頁参照)
- ※注意喚起用ブロック:周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。色は、原則として黄色とする。([1]歩道等の参考解説図 73 頁参照)

## ○配慮事項

- ・駅前広場など歩行者が多い場所では、エレベーター、エスカレーター等を併設させることが望ましい。
- ・立体横断施設には、必用に応じ防雪、凍結防止設備を設置することが望ましい。
- ・地下横断歩道には、必用に応じ案内標示を設けること。
- ・手すりの端部及び要所に点字標示を設けることが望ましい。

## 参考解説図

### ■立体横断歩道の設置例



### ■点字標示

手すりの点字標示  
(歩道橋名称、周辺施設、地区等名)

